

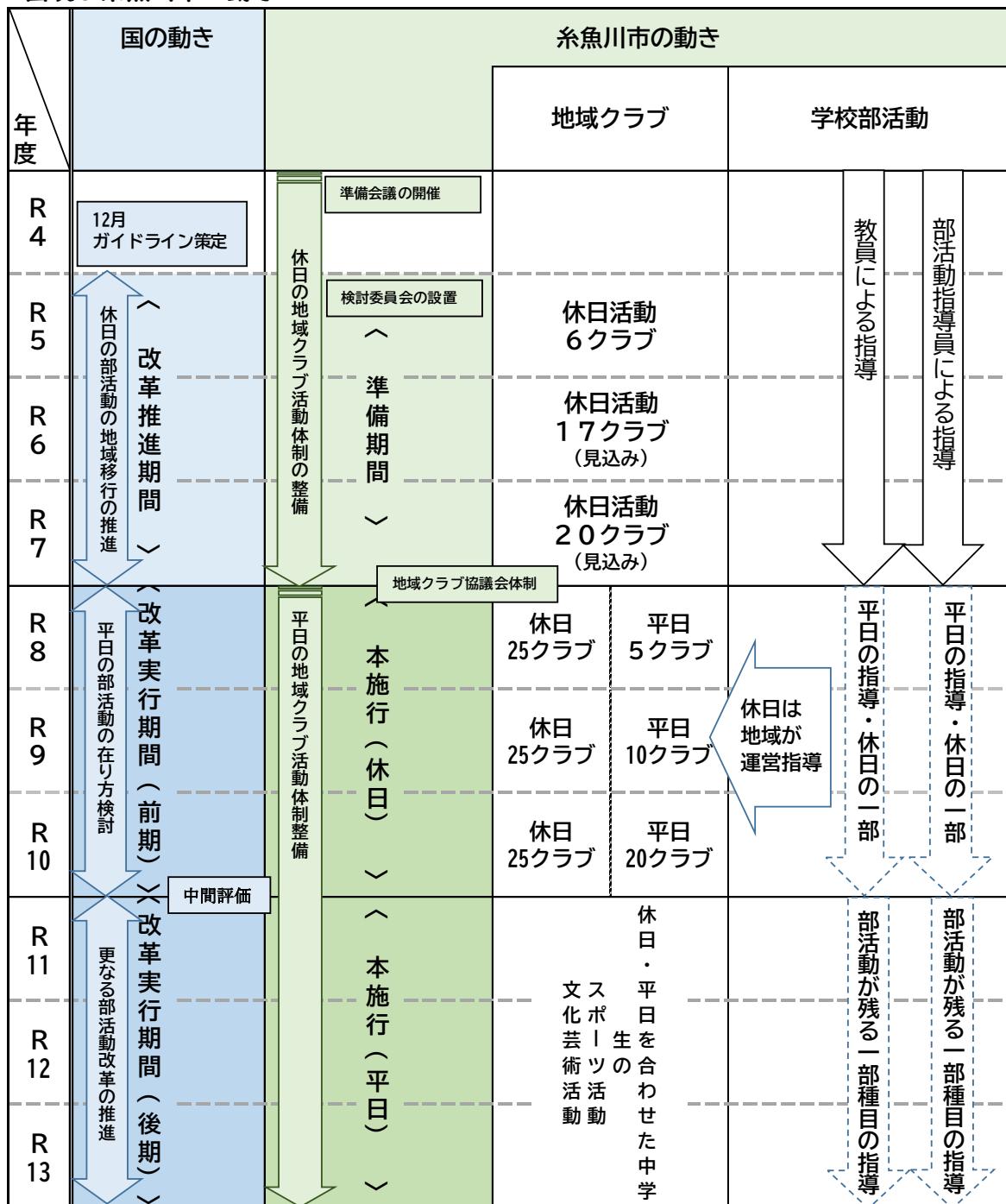
3 報告・検討事項

(1) これまでの取組状況と今後の見通し

① 部活動改革の目的

急激な少子化が進む中でも将来に渡って生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保充実していくことを主眼とし、学校単位で支えられてきた活動を、地域全体が連携した社会教育活動に展開し、将来に渡り生徒に幅広い活動機会が提供できる体制づくりを目指すもの。

② 国及び糸魚川市の動き



③ 市内中学校における休日の部活動の実施状況について

種目／中学校	能生中学校	糸魚川東 中学校	糸魚川中学校	青海中学校
陸 上	○	○	○	○
水 泳	○(特)		○(特)	○(特)
バスケットボーラー		○	○	○
サッカー			○	
軟式野球	○	○	○	○
体操			○	
バレーボール	○		○	○
ソフトテニス			○	○※
卓 球	○	○	○	○
バドミントン			○(特)※	
柔 道			○(特)	
剣 道			○	○
相 摶	○(特)※			
ス キ 一	○(特)	○(特)	○(特)	
吹 奏 楽	○	○	○	○

1. 部活動あり…「○」 2. (特)…特設部活動 3. ※…平日・休日ともに移行済み

4. 地域クラブ移行状況…「」令和5年度

「」令和6年度（予定）

(2) 地域クラブの認定について

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・拡充する活動であることを踏まえ、以下の要件等を設定し、教育委員会が認定するものとする。

- ・中学生が参加できるクラブであること
- ・活動拠点は原則として糸魚川市内であること
- ・営利目的を主とした運営ではないこと（生業としないこと）
- ・持続可能なクラブの運営を目指し、複数役員や指導者が運営に携わっていること
- ・規約または会則等に基づき運営を行い、会計について公の場で承認を受けていること
- ・活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等を行っていること
- ・教育委員会が主催する指導者研修を受講した指導者が携わっていること
- ・適切な活動時間・休養日等を設定していること
- ・体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、人権を尊重して活動を行うこと など

(3) 地域クラブ活動への支援について（市の役割）

① 地域クラブ活動に必要な人材の確保支援

- ・研修会の開催、人材育成

② 地域クラブコーディネーターの配置

- ・学校と地域クラブとの調整をはかる

③ 地域クラブ活動環境整備

- ・学校開放施設、社会体育施設利用のルール整備

- ・器具・用具の整備

④ 困窮世帯への支援

- ・将来の運営体制検討と合わせて

⑤ 運営費支援（経過措置）

- ・地域クラブを継続するには自主自立の運営が必要であり、受益者負担が原則であるが、現状は、部活動と地域クラブ活動が並行しながら休日の中学生の活動機会の地域展開に取組む必要があり、部活動にかかる経費と重複して中学生世帯に負担を強いることが無いよう、前期改革実行期限のR10までの経過措置として、運営経費の一部を支援。